主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中川鼎並びに被告人の上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当 らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野		毅
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	产	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎